

繊維産業における適正取引に向けた自主行動計画  
フォローアップ調査結果について  
(第9回)

実施期間 令和7(2025)年10月27日～11月7日

日本繊維産業連盟

## 1. 調査概要

今回より調査対象が発注側のみとなったため、配布数、回収数が減少した。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
配布数	3,700	3,182	1,941	1,768	2,285	2,191	2,326	1,770	1,548
回収数	590	887	678	685	638	637	625	595	234
回収率(%)	15.9	27.9	34.9	38.7	27.9	29.1	26.9	33.6	15.1

回収されたアンケートの回答は、各設問項目に記載のないもの、複数回答可の設問もあるため、各設問における回答数と回答企業数は一致しない。

## 2. 基礎情報

### ① 取引上の地位について

一次下請の割合が18.4に減少している。(2021年までは受注側のみ、2025年は発注者側のみにおける地位) (単位:%)

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年 (実数)
完成品メーカー	-	-	-	-	-	49.8	48.4	51.0	56.4	132
1次下請	77.6	74.2	67.6	67.4	68.6	26.5	30.4	26.6	18.4	43
2次下請	16.5	18.6	23.3	23.9	20.6	12.8	10.5	12.4	10.3	24
3次下請	4.3	6	7.5	6.2	5.2	2.4	2.8	2.1	1.3	3
4次下請より川上	1.5	1.1	1.6	2.5	5.6	2.1	2.5	1.9	0.4	1
あてはまるものなし	-	-	-	-	-	6.3	5.4	6.0	13.2	31

### ② 資本金について

1千万円以下の比率が約10%減少し、100億円超の比率が13.2%へと増加している。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年 (実数)
1千万円以下	42.7	33.8	29.7	34.9	37.1	34.7	31.4	32.6	23.1	54
1千万円超 5千万円以下	48.5	54.1	38	36.8	37.7	36.9	41.8	38.5	36.8	86
5千万円超 3億円以下			19.2	18.4	15.2	19.1	16.4	16.2	18.4	43
3億円超10億円以下		12.1	3	2.5	1.6	1.6	1.3	3.6	6.8	16
			6.7	4.9	5.4	5.3	5.7	1.2	1.7	4
			3.4	2.5	3	2.4	3.4	7.8	13.2	31

### ③ 従業員数について

2025年は50人以下の企業が過半数を割り、100人超300人以下、300人超の比率が36%と高まっている。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年 (実数)
5人以下	28.9	20.5	14.3	18	17.5	16.4	14.3	14.1	12.0	28
5人超20人以下	63.1	66.4	26.7	25.8	27.1	28.9	29.5	27.9	15.4	36
20人超50人以下			19.8	19.7	21.4	19.6	20.5	21.0	21.4	50
50人超100人以下			13.1	13.1	12.5	13.7	13.1	13.3	15.0	35
100人超300人以下			13.1	12.1	9.8	10.8	10.7	10.8	17.1	40
300人超	8	13	11.9	10.6	10.9	10.5	11.9	12.9	19.2	45

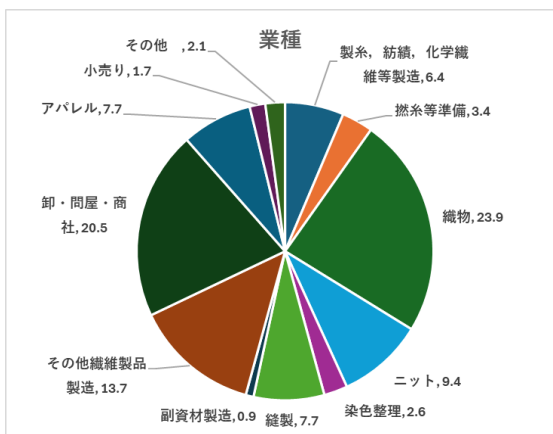
2019年～2021年は「300人超1000人以下」と「1000人超1万人以下」を合算

#### ④ 業種構成について

・業種区分については、日本標準産業分類とは異なり、繊維産業全般を包含するために下記区分に基づいて実施している。

織物、縫製の構成比が若干減少し、その他繊維製品製造の比率が若干増加している。

業種	2024年	2025年	2025年 (実数)
製糸、紡績、化学繊維等製造	4.8	6.4	15
撚糸等準備	5.0	3.4	8
織物	28.1	23.9	56
ニット	9.2	9.4	22
染色整理	2.9	2.6	6
縫製	11.6	7.7	18
副資材製造	0.7	0.9	2
その他繊維製品製造	6.8	13.7	32
卸・問屋・商社	17.0	20.5	48
アパレル	6.5	7.7	18
小売り	3.3	1.7	4
その他	4.1	2.1	5
計	100	100.0	234

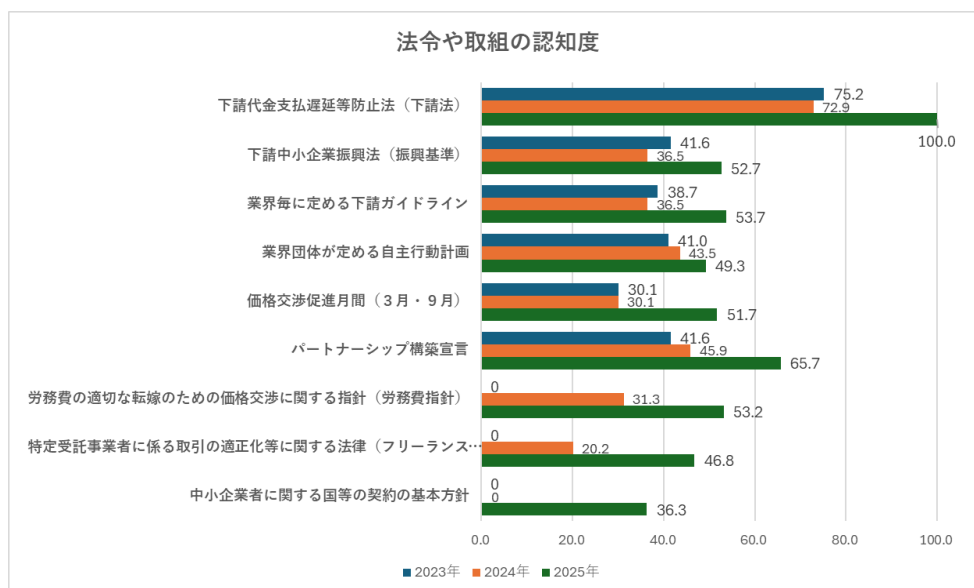


#### ⑤ 下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み等について

下請法の認知が100%、パートナーシップ構築宣言が3分の2に達し、認知の高まりがうかがえる。

	2023年	2024年	2025年	2025年 (実数)
下請代金支払遅延等防止法(下請法)	75.2	72.9	100.0	201
下請中小企業振興法(振興基準)	41.6	36.5	52.7	106
業界毎に定める下請ガイドライン	38.7	36.5	53.7	108
業界団体が定める自主行動計画	41.0	43.5	49.3	99
価格交渉促進月間(3月・9月)	30.1	30.1	51.7	104
パートナーシップ構築宣言	41.6	45.9	65.7	132
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(労務費指針)	—	31.3	53.2	107
特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)	—	20.2	46.8	94
中小企業者に関する国等の契約の基本方針	—	—	36.3	73

2025回答企業 201社



### 3. 調査結果概要

#### 1. 仕入先（発注先）情報

取引先企業数の構成比は昨年とほとんど変わらない。

%表

実数表

【設問1】	貴社とBtoB取引のある中小企業で常時取引をしている仕入先（発注先）数	2024年	2025年	2024年	2025年
	5社以下	25.2%	#DIV/0!	122	51
	6~20社	38.1%	#DIV/0!	185	93
	21~50社	17.5%	#DIV/0!	85	28
	51~100社	8.5%	#DIV/0!	41	23
	101~300社	6.6%	#DIV/0!	32	21

繊維産業における適正取引に向けた自主行動計画

95.9%

※特にことわりのない限り、2024年は発注側の数字

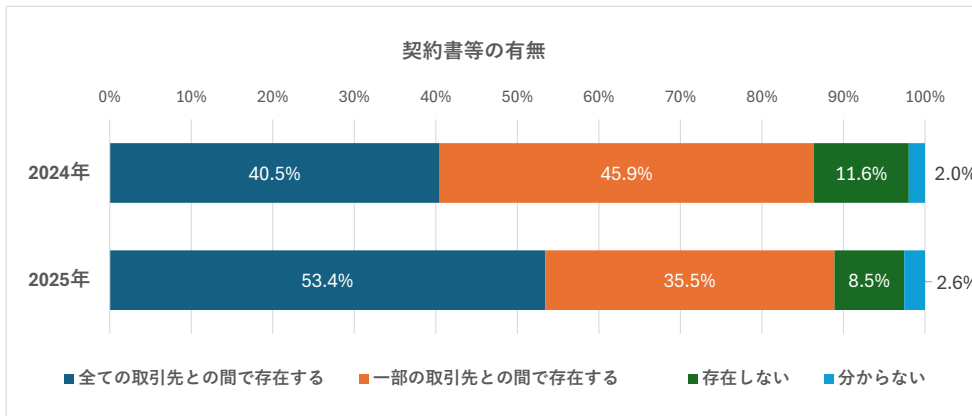
(第9回)

全ての取引先と契約書を交わしている企業の比率が50%を超えた。

%表

実数表

【設問2】	取引に係る内容（納期、支払条件、仕様等）の契約書等の書面の有無。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	全ての取引先との間で存在する	40.5%	53.4%	202	125
	一部の取引先との間で存在する	45.9%	35.5%	229	83
	存在しない	11.6%	8.5%	58	20
	分からない	2.0%	2.6%	10	6
	計	100.0%	100.0%	499	234



取引金額が大きい仕入先について、昨年に比べ同じ業種の比率が若干高まった。

%表

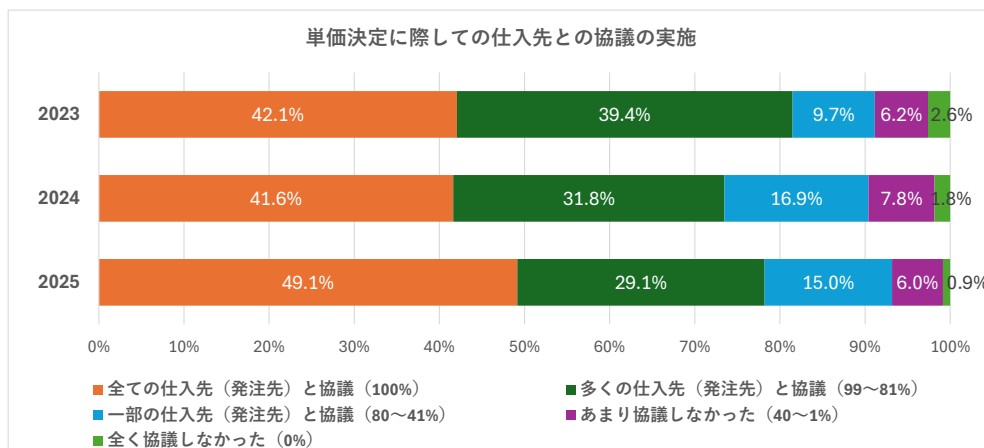
実数表

【設問3】	取引金額が最も大きい仕入先（発注先）は、貴社と同じ業種か。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	同じ業種		60.7%	262	142
	違う業種	45.4%	35.5%	226	83
	分からない	2.0%	3.8%	10	9
	計	47%	100%	498	234

## II. 価格決定方法

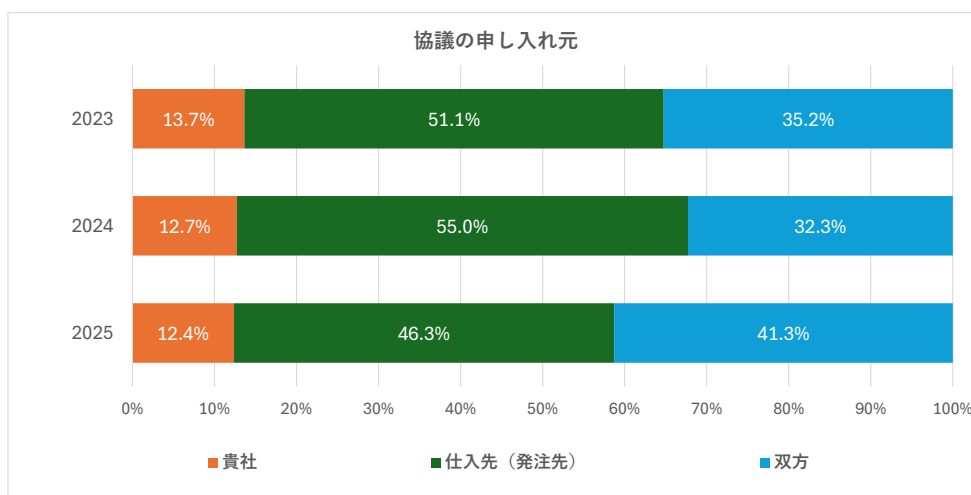
9割以上が一部の取引先を含め協議を実施している。

【設問4】	20〇〇年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）との協議の実施状況について。【単一回答】	2022	2023	2024	2025	2025 実数
	全ての仕入先（発注先）と協議（100%）	89.7%	42.1%	41.6%	49.1%	115
	多くの仕入先（発注先）と協議（99～81%）		39.4%	31.8%	29.1%	68
	一部の仕入先（発注先）と協議（80～41%）		9.7%	16.9%	15.0%	35
	あまり協議しなかった（40～1%）	10.3%	6.2%	7.8%	6.0%	14
	全く協議しなかった（0%）		2.6%	1.8%	0.9%	2
	計	100%	100%	100%	100.0%	234



双方からの申し入れが増加した

【設問5】	単価の決定・改定にあたっての協議について、貴社と仕入先（発注先）のどちらから申し入れを行う場合が多かったか。【単一回答】	2023	2024	2025	2025 実数
	貴社	13.7%	12.7%	12.4%	27
	仕入先（発注先）	51.1%	55.0%	46.3%	101
	双方	35.2%	32.3%	41.3%	90
	計	100%	100%	100.0%	218



【設問6】 直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

経営トップの関与は77.5%に若干減少している。

%表

実数表

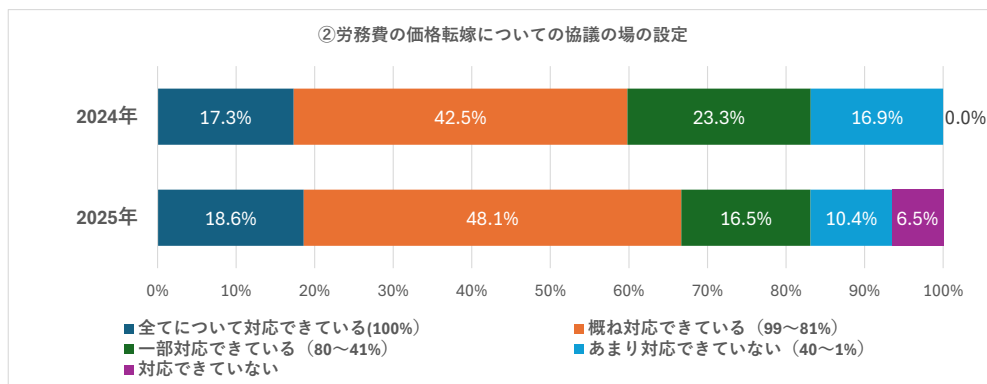
【設問6】①	労務費の価格交渉について経営トップが関与している。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	対応できている	82.2%	77.5%	379	179
	対応できていない	17.8%	22.5%	82	52
	計	100.0%	100.0%	461	231

全てと概ね対応できている比率は若干上昇した一方で、対応できていないが6.5%あった。

%表

実数表

【設問6】②	仕入先（発注先）と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている。 【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	全てについて対応できている(100%)	17.3%	18.6%	75	43
	概ね対応できている(99~81%)	42.5%	48.1%	184	111
	一部対応できている(80~41%)	23.3%	16.5%	101	38
	あまり対応できていない(40~1%)	16.9%	10.4%	73	24
	対応できていない	0.0%	6.5%	0	15
	計	100%	100%	433	231

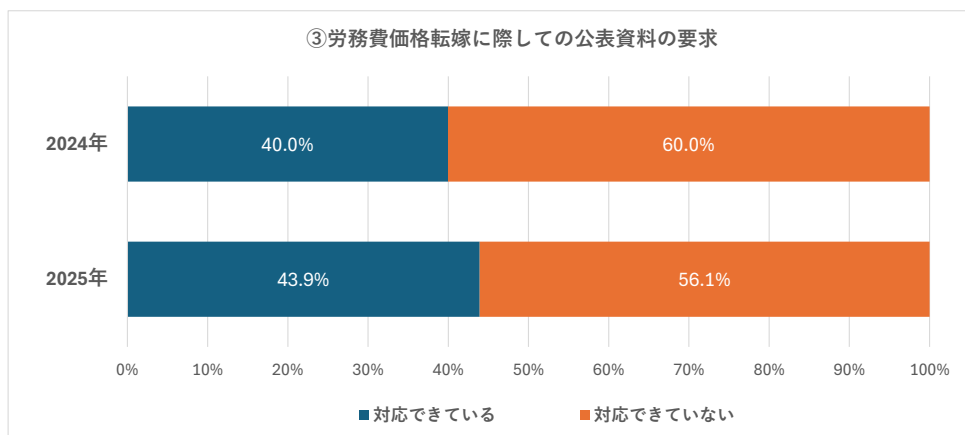


昨年調査とほぼ同等の結果であった。他の項目と比較すると対応できている比率が低い。

%表

実数表

【設問6】③	仕入先（発注先）に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、公表資料を用いるよう依頼する。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	対応できている	40.0%	43.9%	179	101
	対応できていない	60.0%	56.1%	269	129
	計	100%	100%	448	230



対応できている比率が80%に達した。

%表

実数表

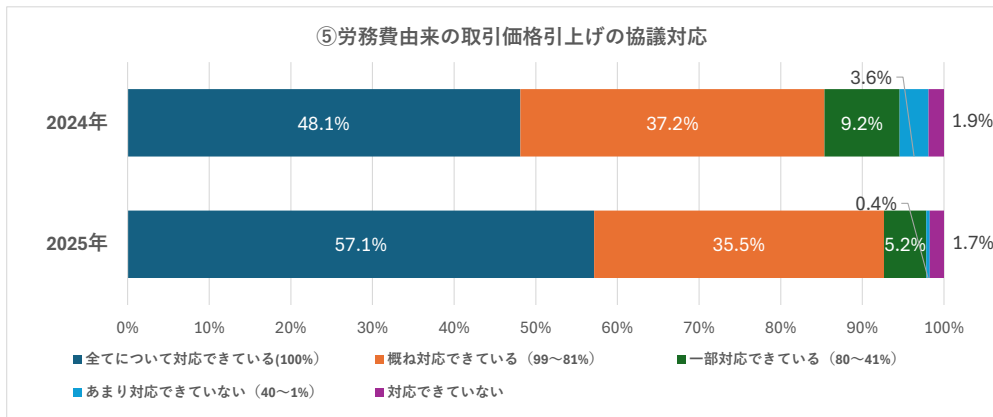
【設問6】④	サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断する。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	対応できている	72.2%	80.8%	333	185
	対応できていない	27.8%	19.2%	128	44
	計	100%	100%	461	229

全てについて対応できている比率が57.1%と上昇した。

%表

実数表

【設問6】⑤	仕入先（発注先）から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合、協議のテーブルにつく。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	全てについて対応できている(100%)	48.1%	57.1%	230	132
	概ね対応できている(99~81%)	37.2%	35.5%	178	82
	一部対応できている(80~41%)	9.2%	5.2%	44	12
	あまり対応できていない(40~1%)	3.6%	0.4%	17	1
	対応できていない	1.9%	1.7%	9	4
	計	100%	100%	478	231

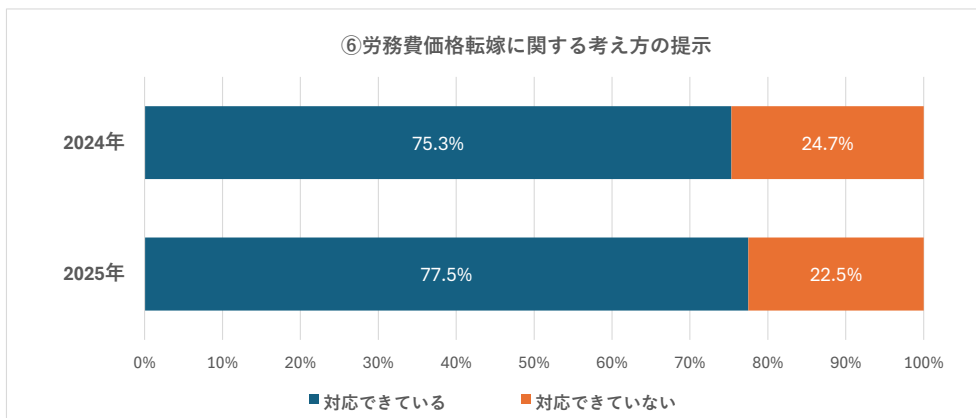


昨年調査とほぼ同等の結果であった。

%表

実数表

【設問6】⑥	必要に応じて仕入先（発注先）に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示する。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	対応できている	75.3%	77.5%	345	179
	対応できていない	24.7%	22.5%	113	52
	計	100%	100%	458	231

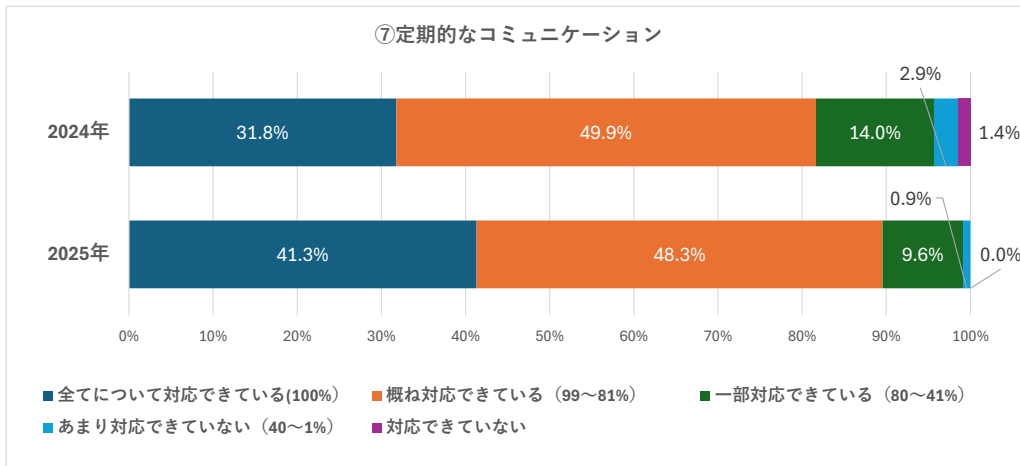


全てと概ね対応できているを合わせた比率が約9割とコミュニケーションが改善している。

%表

実数表

【設問6】⑦	定期的仕入先（発注先）とコミュニケーションをとる。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	全てについて対応できている(100%)	31.8%	41.3%	154	95
	概ね対応できている(99~81%)	49.9%	48.3%	242	111
	一部対応できている(80~41%)	14.0%	9.6%	68	22
	あまり対応できていない(40~1%)	2.9%	0.9%	14	2
	対応できていない	1.4%	0.0%	7	0
	計	100%	100%	485	230

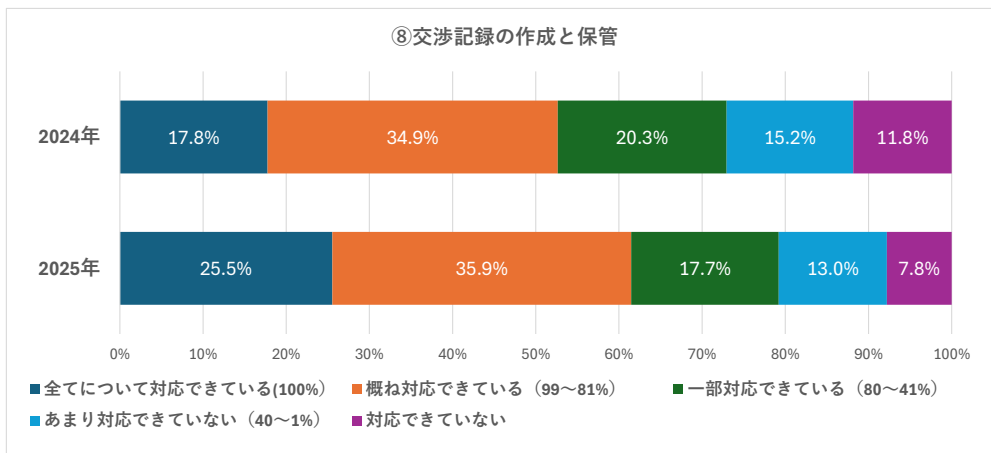


全てと概ね対応できているの比率が6割を超え、記録の作成と保管が進んでいることが窺える。

%表

実数表

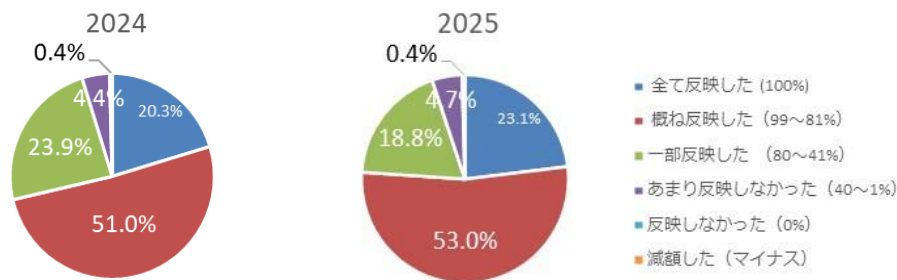
【設問6】⑧	価格交渉の記録を作成し、貴社と仕入先（発注先）の双方で保管する。【単一回答】	%表		実数表	
		2024年	2025年	2024年	2025年
	全てについて対応できている (100%)	17.8%	25.5%	84	59
	概ね対応できている (99~81%)	34.9%	35.9%	165	83
	一部対応できている (80~41%)	20.3%	17.7%	96	41
	あまり対応できていない (40~1%)	15.2%	13.0%	72	30
	対応できていない	11.8%	7.8%	56	18
	計	100%	100%	473	231



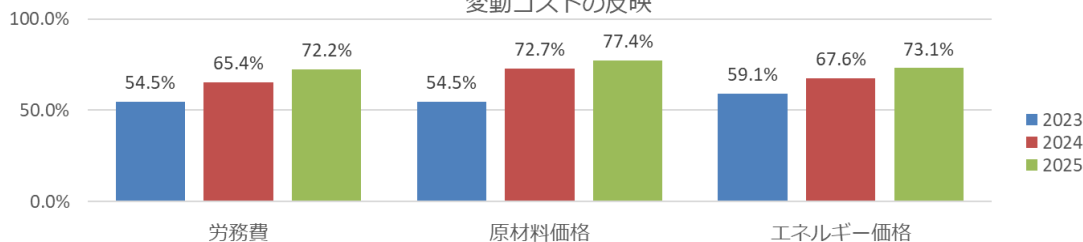
変動コストの反映については全てと概ねを合計した比率がいずれも7割を超えており、浸透していることがうかがえる。昨年との比較でも4項目ともに上回っている。

【設問7】	20〇〇年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況について【各単一回答】	2022	2023	2024	2025	2025 (実数)
①コスト全般 の変動の価格 反映状況	全て反映した/された (100%)	54.5%	14.4%	20.3%	23.1%	54
	概ね反映した/された (99~81%)		46.5%	51.0%	53.0%	124
	一部反映した/された (80~41%)	32.4%	33.9%	23.9%	18.8%	44
	あまり反映しなかった/されなかった (40~1%)	10.3%	4.3%	4.4%	4.7%	11
	反映しなかった/されなかった (0%)	2.9%	0.8%	0.4%	0.4%	1
	減額した/された (マイナス)	-	-	0.0%	0.0%	0
	計	100%	100%	100%	100%	234
②労務費の変 動の価格反映 状況	全て反映した/された (100%)	47.6%	12.8%	18.5%	20.5%	48
	概ね反映した/された (99~81%)		41.7%	46.9%	51.7%	121
	一部反映した/された (80~41%)	27.8%	31.9%	24.5%	18.4%	43
	あまり反映しなかった/されなかった (40~1%)	15.1%	10.3%	8.2%	7.3%	17
	反映しなかった/されなかった (0%)	9.6%	3.4%	1.9%	2.1%	5
	減額した/された (マイナス)	-	-	0.0%	0.0%	0
	計	100%	100%	100%	100%	234
③原材料価格 の変動の価格 反映状況	全て反映した/された (100%)	56.2%	12.8%	22.9%	27.8%	65
	概ね反映した/された (99~81%)		41.7%	49.8%	49.6%	116
	一部反映した/された (80~41%)	30.5%	31.9%	21.6%	16.2%	38
	あまり反映しなかった/されなかった (40~1%)	9.3%	10.3%	4.8%	4.7%	11
	反映しなかった/されなかった (0%)	3.9%	3.4%	0.8%	1.7%	4
	減額した/された (マイナス)	-	-	0.0%	0.0%	0
	計	100%	100%	100%	100%	234
④エネルギー 価格の変動の 価格反映状況	全て反映した/された (100%)	46.2%	14.1%	18.6%	23.9%	56
	概ね反映した/された (99~81%)		45.0%	48.9%	49.1%	115
	一部反映した/された (80~41%)	31.7%	31.1%	22.5%	16.7%	39
	あまり反映しなかった/されなかった (40~1%)	15.3%	8.1%	8.3%	8.1%	19
	反映しなかった/されなかった (0%)	6.8%	1.7%	1.7%	1.7%	4
	減額した/された (マイナス)	-	-	0.0%	0.4%	1
	計	100%	100%	100%	100%	234

コスト変動の反映状況



変動コストの反映



「全てについて対応できている(100%)」及び「概ね対応できている (99~81%)」の合計

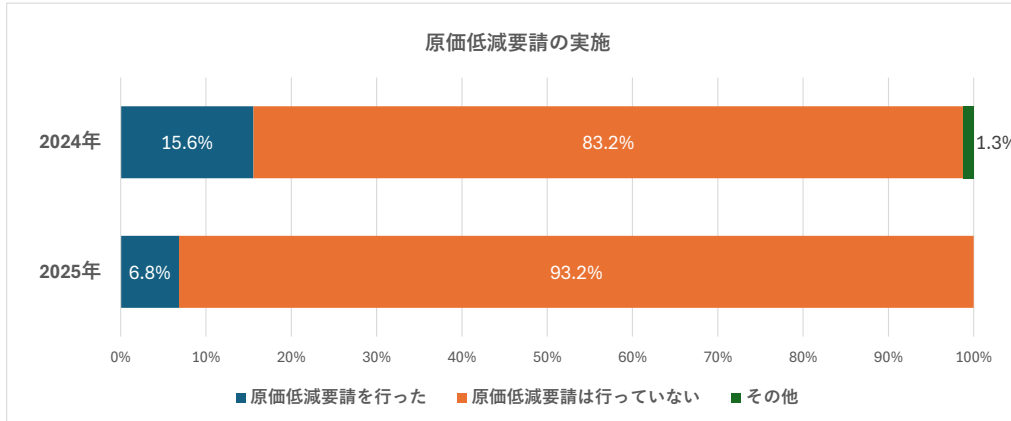
### III. 原価低減要請、協賛金等

原価低減要請については、行ったが6.8%と減少しており、行っていない比率が9割を超えた。

%表

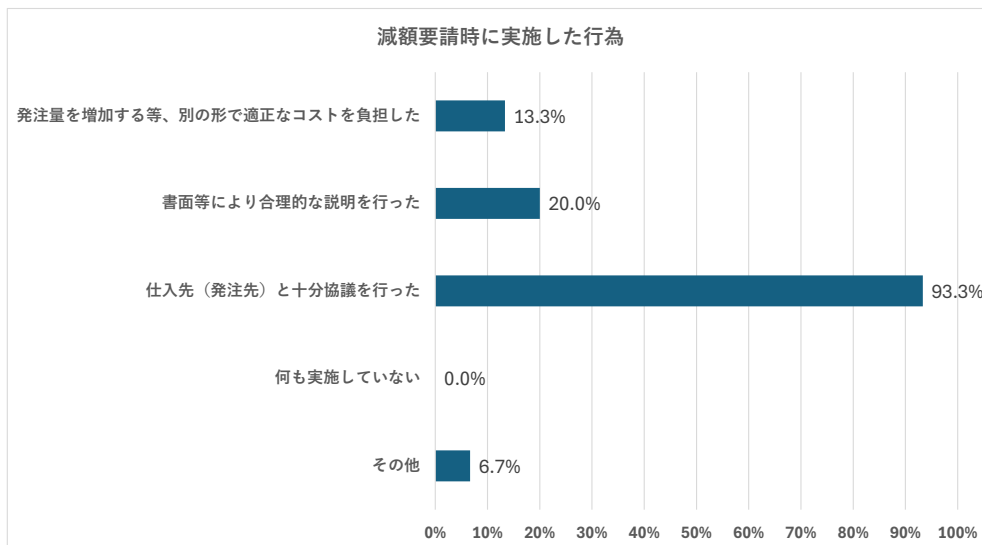
実数表

【設問8】	直近1年間で、仕入先（発注先）に対して原価低減要請を行ったか。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	原価低減要請を行った	15.6%	6.8%	74	16
	原価低減要請は行っていない	83.2%	93.2%	395	218
	その他	1.3%		6	
	計	100%	100%	475	234



原価低減要請を行った15社のうち、14社で仕入先と十分な協議を行っている。

【設問9】	歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為【複数回答可】	2025年 (%)	実数
	発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した	13.3%	2
	書面等により合理的な説明を行った	20.0%	3
	仕入先（発注先）と十分協議を行った	93.3%	14
	何も実施していない	0.0%	0
	その他	6.7%	1
	回答比率計／回答社数	133.3%	15



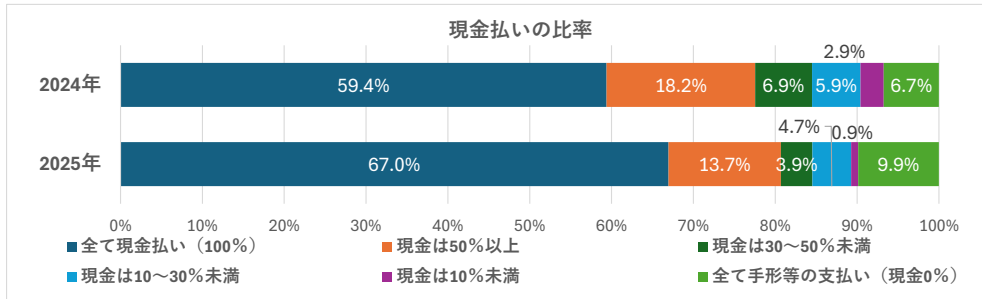
## IV. 支払い条件

現金払いの割合が3分の2に達する一方、全て手形等の支払いが1割残っている。

%表

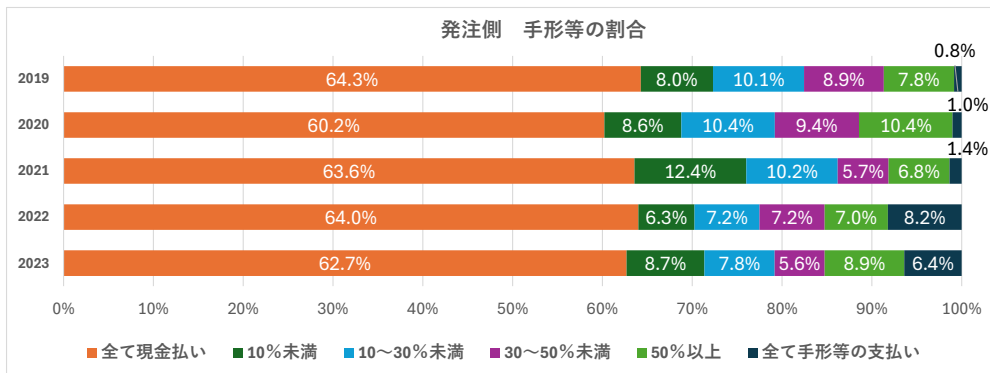
実数表

【設問10】	直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引*について、現金払いの割合。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	全て現金払い（100%）	59.4%	67.0%	291	156
	現金は50%以上	18.2%	13.7%	89	32
	現金は30~50%未満	6.9%	3.9%	34	9
	現金は10~30%未満	5.9%	4.7%	29	11
	現金は10%未満	2.9%	0.9%	14	2
	全て手形等の支払い（現金0%）	6.7%	9.9%	33	23
	計	100%	100%	490	233



参考

【設問10】	下請代金を手形等で支払っている場合、その割合。【単一回答】	2019	2020	2021	2022	2023
	全て現金払い	64.3	60.2	63.6	64.0	62.7
	10%未満	8.0	8.6	12.4	6.3	8.7
	10~30%未満	10.1	10.4	10.2	7.2	7.8
	30~50%未満	8.9	9.4	5.7	7.2	5.6
	50%以上	7.8	10.4	6.8	7.0	8.9
	全て手形等の支払い	0.8	1.0	1.4	8.2	6.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

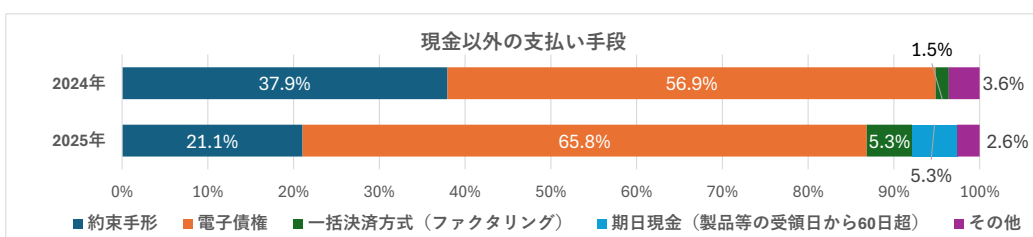


約束手形の割合が37.9%から21.1%に減少、電子債権が増加している。

%表

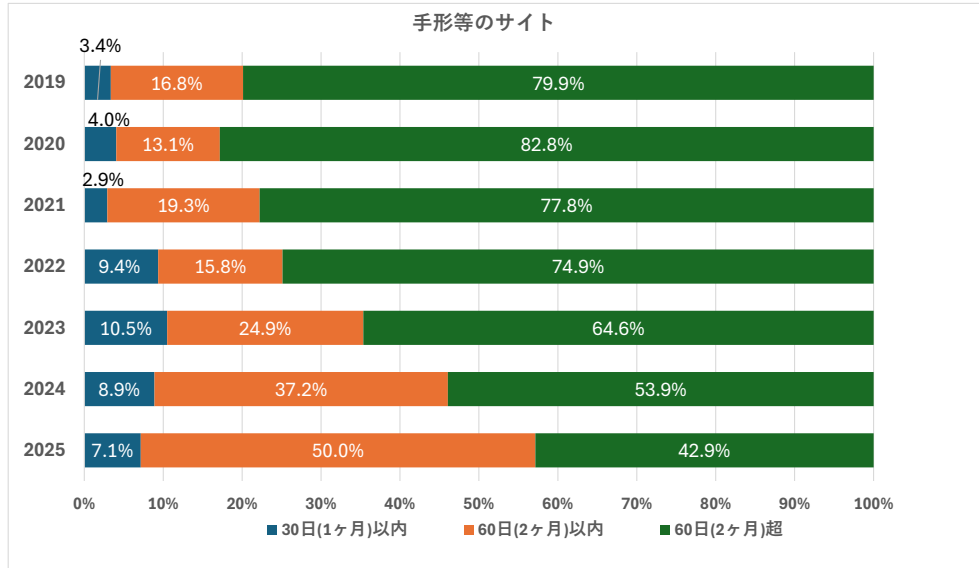
実数表

【設問11】	現金以外の支払いで最も多い支払い手段。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	約束手形	37.9%	21.1%	74	16
	電子債権	56.9%	65.8%	111	50
	一括決済方式（ファクタリング）	1.5%	5.3%	3	4
	期日現金（製品等の受領日から60日超）		5.3%	-	4
	その他	3.6%	2.6%	7	2
	計	100%	100%	195	76



手形のサイトは60日以内が半数となっている。

【設問12】	取引代金を手形等（約束手形・電子債権・一括決済方式（ファクタリング）のいずれか）で受け取る場合の手形等のサイト。【単一回答】	2025年	実数
	30日(1ヶ月)以内	7.1%	5
	60日(2ヶ月)以内	50.0%	35
	60日(2ヶ月)超	42.9%	30
	計	100%	70



■約束手形に関する質問

手形の利用が認められなくなることを知っている比率は9割を超えた。

【設問13】	貴社は2026年1月1日以降に、支払手段として約束手形の利用が認められない事の認知。【単一回答】	2023	2024	2025年	2025実数
	知っている	84.7%	94.3%	91.9%	68
	知らなかった	15.3%	5.7%	8.1%	6
	計	100.0	100%	100.0	74

手形廃止後の支払い方法としては、現金が57.1%で最も高い。

【設問14】	2026年1月1日以降に受注する取引の最も多いと考えられる支払方法。【単一回答】	2025年	実数
	現金（製品等の受領日から60日以内による現金払）	57.1%	44
	電子債権	39.0%	30
	一括決済方式（ファクタリング）	0.0%	0
	その他	2.6%	2
	分からない	1.3%	1
	計	100%	77

手形サイトはその他が56.3%で最も多く、30日以内は0であった。

【設問15】	取引代金を手形等で受け取る場合の手形等のサイト。【単一回答】	2025年	実数
	30日(1ヶ月)以内	0.0%	0
	60日(2ヶ月)以内	43.8%	14
	その他	56.3%	18
	計	100%	32

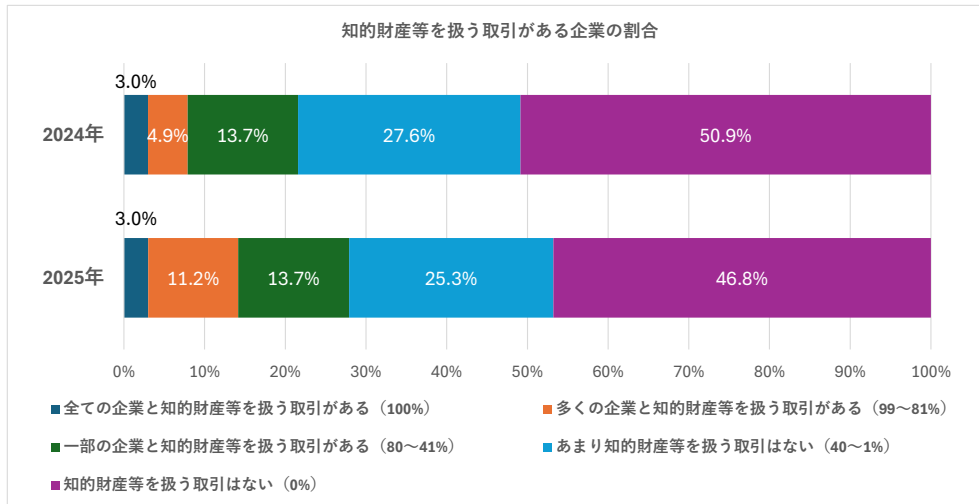
## V. 知的財産等への対応

多くの企業と知的財産を扱う取引があるが11.2%と若干増加し、扱う取引はない比率が若干減少している。

%表

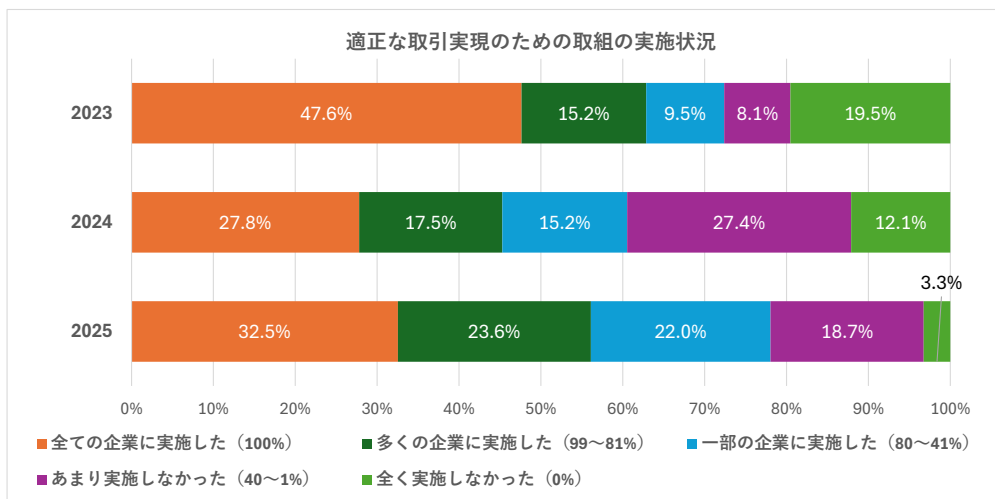
実数表

【設問16】	貴社の取引先企業のうち、知的財産等*を扱う取引がある企業の割合。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	全ての企業と知的財産等を扱う取引がある（100%）	3.0%	3.0%	14	7
	多くの企業と知的財産等を扱う取引がある（99～81%）	4.9%	11.2%	23	26
	一部の企業と知的財産等を扱う取引がある（80～41%）	13.7%	13.7%	64	32
	あまり知的財産等を扱う取引はない（40～1%）	27.6%	25.3%	129	59
	知的財産等を扱う取引はない（0%）	50.9%	46.8%	238	109
	計	100%	100%	468	233



「一部の企業に実施した」以上の実施している企業の比率は昨年、一昨年に比べ高まっているものの、2022年の比率には達していない。

【設問17】	直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組の実施状況。【単一回答】	2022	2023	2024	2025	2025 実数
	全ての企業に実施した（100%）		47.6%	27.8%	32.5%	40
	多くの企業に実施した（99～81%）	82.3%	15.2%	17.5%	23.6%	29
	一部の企業に実施した（80～41%）		9.5%	15.2%	22.0%	27
	あまり実施しなかった（40～1%）	17.7%	8.1%	27.4%	18.7%	23
	全く実施しなかった（0%）		19.5%	12.1%	3.3%	4
	計	100%	100%	100%	100.0%	123



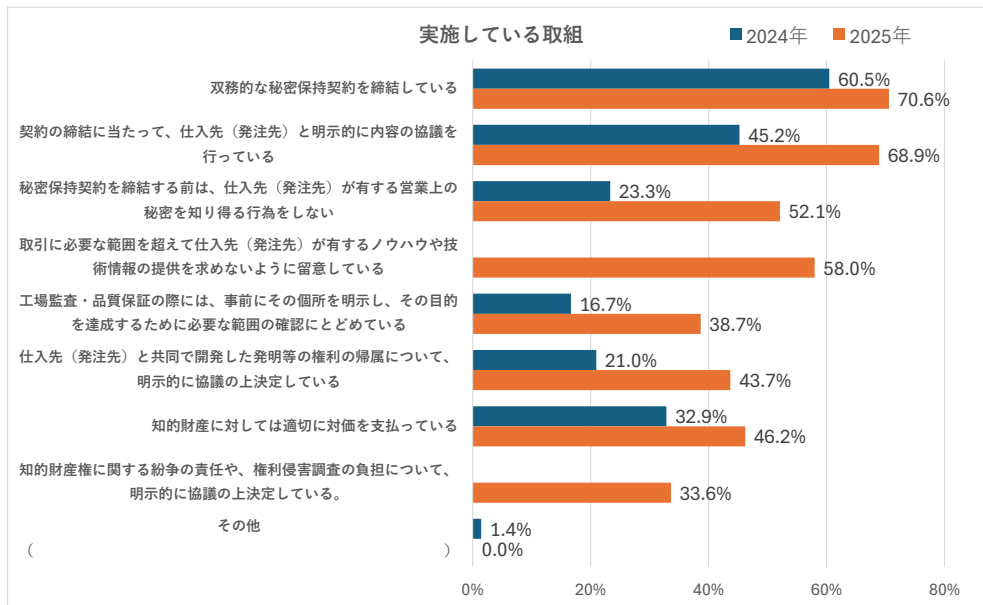
知的財産権等を含む取引はない	58.8%	54.9%	50.9%	46.8%
----------------	-------	-------	-------	-------

昨年と比べ各項目の実施比率が高まっており、知的財産に対する意識が高まり行動に結びついていることがうかがえる。

%表

実数表

【設問18】	具体的に実施している取組。「複数回答可」	2024年	2025年	2024年	2025年
	双務的な秘密保持契約を締結している	60.5%	70.6%	127	84
	契約の締結に当たって、仕入先（発注先）と明示的に内容の協議を行っている	45.2%	68.9%	95	82
	秘密保持契約を締結する前は、仕入先（発注先）が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない	23.3%	52.1%	49	62
	取引に必要な範囲を超えて仕入先（発注先）が有するノウハウや技術情報の提供を求めないように留意している		58.0%	0	69
	工場監査・品質保証の際には、事前にその個所を明示し、その目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめている	16.7%	38.7%	35	46
	仕入先（発注先）と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定している	21.0%	43.7%	44	52
	知的財産に対しては適切に対価を支払っている	32.9%	46.2%	69	55
	知的財産権に関する紛争の責任や、権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定している。		33.6%	0	40
	その他（ ）	1.4%	0.0%	3	0
	回答比率計／回答社数	201%	412%	210	119



実施していない企業は4社と少なく、そのうちの3社が取引先に知的財産が存在せず必要性を感じていないと回答。

%表

実数表

【設問19】	「実施していない」理由「複数回答可」	2024年	2025年	2024年	2025年
	仕入先（発注先）には、知的財産権等が存在していないと考えているため実施する必要性を感じないため	63.9%	75.0%	39	3
	自社には、知的財産権に係る適正な取引を実現するための取組を行う慣行がないため	29.5%	0.0%	18	0
	自社に定型の契約書書式があり、個別の契約変更には応じていないため	3.3%	0.0%	2	0
	知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形の内容が、全社的には浸透し	16.4%	0.0%	10	0
	知的財産に関する意識が全社的には浸透していないため		0.0%		0
	仕入先（発注先）から明示的に配慮不要といわれているため	1.6%	0.0%	1	0
	仕入先（発注先）から明示的に配慮不要といわれているため		25.0%		1
	その他	4.9%	25.0%	3	1
	回答比率計／回答社数	119.7%	125.0%	61	4

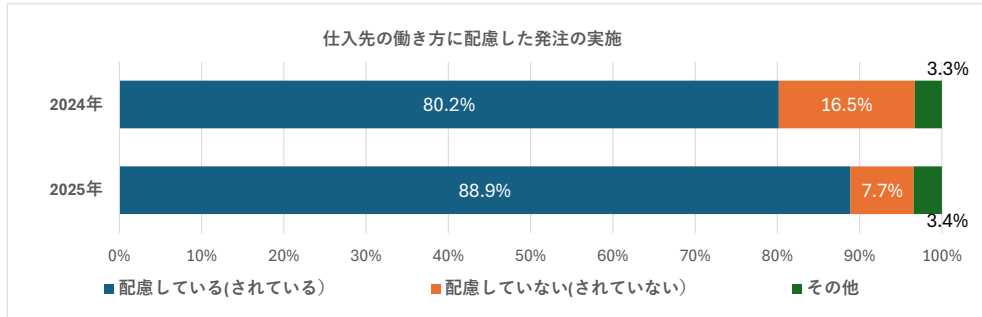
## VI. 働き方改革への対応

仕入先の働き方改革に配慮した発注をしている企業が約9割く、働き方改革を尊重する意識が浸透していることがうかがえる。

%表

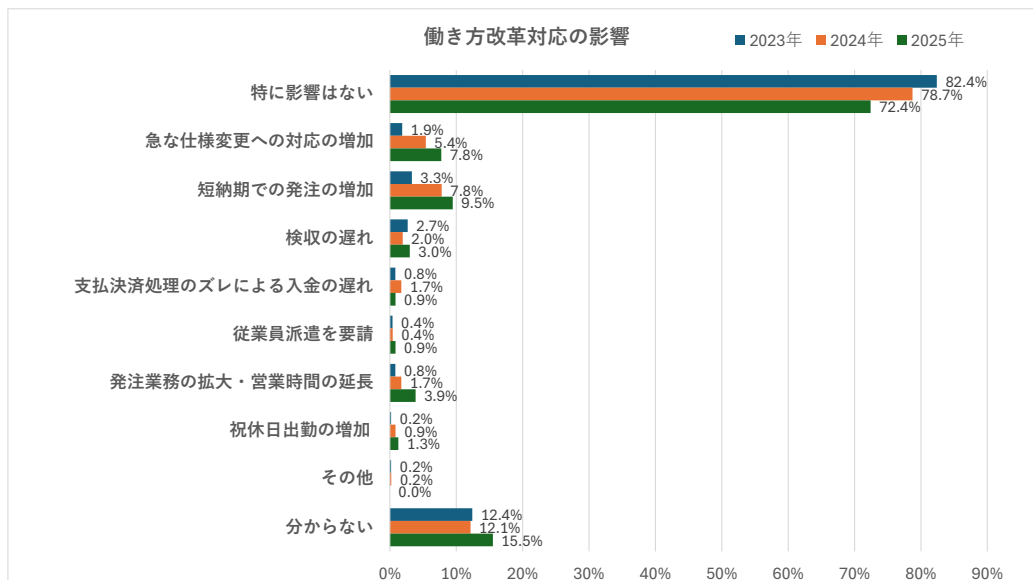
実数表

【設問20】	貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っているか。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年
	配慮している(されている)	80.2%	88.9%	364	208
	配慮していない(されていない)	16.5%	7.7%	75	18
	その他	3.3%	3.4%	15	8
	計	100%	100%	454	234



自社の働き方改革の仕入先企業への影響は「特にない」が72.4%と最も多いものの、年々減少している。

【設問21】	貴社が行った働き方改革に関する対応*の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある事項【複数回答可】	2023年	2024年	2025年	2025実数
	特に影響はない	82.4%	78.7%	72.4%	168
	急な仕様変更への対応の増加	1.9%	5.4%	7.8%	18
	短納期での発注の増加	3.3%	7.8%	9.5%	22
	検収の遅れ	2.7%	2.0%	3.0%	7
	支払決済処理のズレによる入金の遅れ	0.8%	1.7%	0.9%	2
	従業員派遣を要請	0.4%	0.4%	0.9%	2
	発注業務の拡大・営業時間の延長	0.8%	1.7%	3.9%	9
	祝休日出勤の増加	0.2%	0.9%	1.3%	3
	その他	0.2%	0.2%	0.0%	0
	分からない	12.4%	12.1%	15.5%	36
	回答数	483	461	232	232



短納期発注や急な仕様変更を実施していない企業は過半数に達し、コスト負担についても全く負担しなかった企業は1社に留まる。

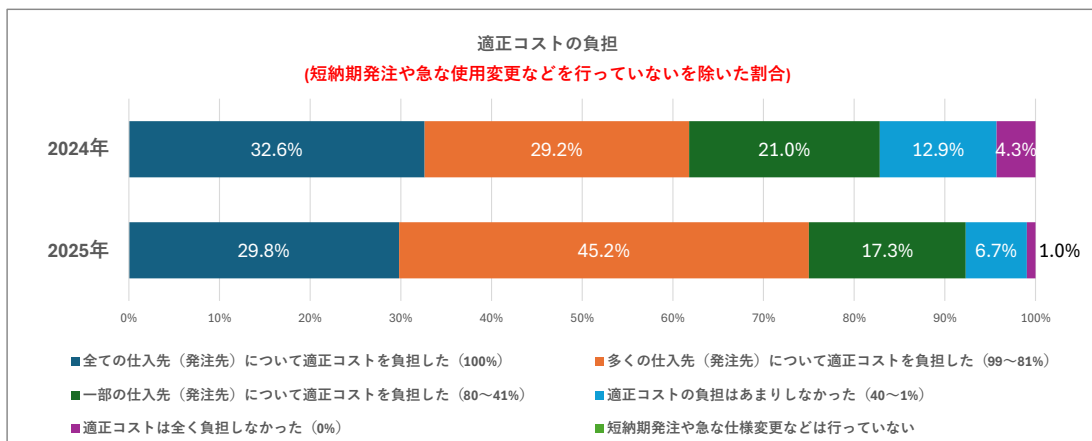
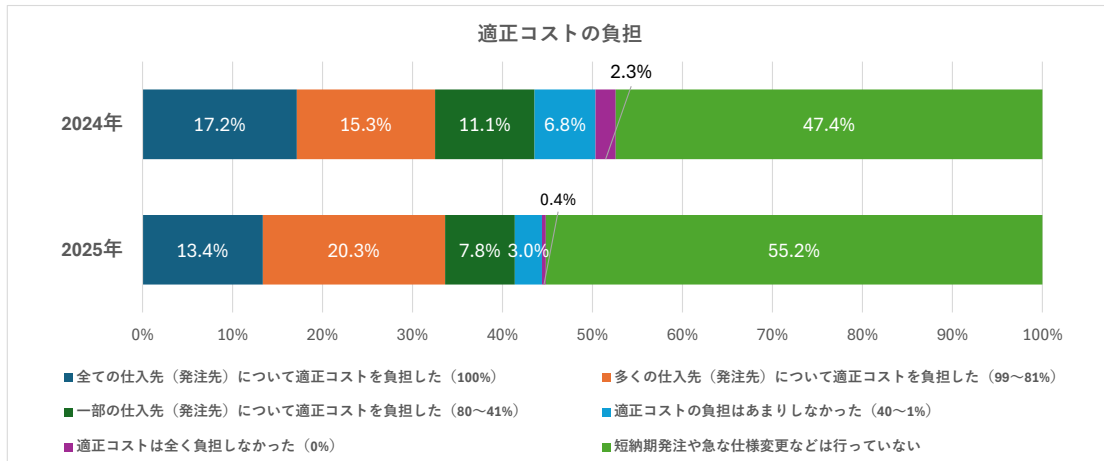
%表

%表※

実数表

【設問22】	直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況。【単一回答】	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
	全ての仕入先（発注先）について適正コストを負担した（100%）	17.2%	13.4%	32.6%	29.8%	76	31
	多くの仕入先（発注先）について適正コストを負担した（99~81%）	15.3%	20.3%	29.2%	45.2%	68	47
	一部の仕入先（発注先）について適正コストを負担した（80~41%）	11.1%	7.8%	21.0%	17.3%	49	18
	適正コストの負担はあまりしなかった（40~1%）	6.8%	3.0%	12.9%	6.7%	30	7
	適正コストは全く負担しなかった（0%）	2.3%	0.4%	4.3%	1.0%	10	1
	短納期発注や急な仕様変更などは行っていない	47.4%	55.2%			210	128
	計	100%	100%	100%	100%	443	232

※「短納期発注や急な仕様変更などは行っていない」を除いた割合



## VII. 型取引の適正化

業種柄、型取引がない企業が8割と大半を占めた。

【設問23】	仕入先（発注先）との取引における型取引の有無。【複数回答可】	2025年	実数
	金型がある	12.0%	28
	木型がある	3.8%	9
	樹脂型がある	3.0%	7
	治具がある	1.3%	3
	型取引はない	81.2%	190
	回答比率計／回答社数	101%	234

型取引があったとしても少ない（40～1%）が65%を占めている。

d/we.	型取引のある仕入先（発注先）の数。【単一回答】	2025年	実数
	全ての仕入先（発注先）で型取引がある（100%）	0.0%	0
	多くの仕入先（発注先）で型取引がある（99～81%）	8.1%	3
	一部の仕入先（発注先）で型取引がある（80～41%）	27.0%	10
	型取引のある仕入先（発注先）は少ない（40～1%）	64.9%	24
	計	100%	37

実施している比率の高い取組としては早期の支払いとなっている。

【設問25】	直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況。【各項目単一回答】	2025年	実数
①書面等による取引条件の明確化	全ての企業に実施した（100%）	16.7%	6
	多くの企業に実施した（99～81%）	19.4%	7
	一部の企業に実施した（80～41%）	22.2%	8
	あまり実施しなかった（40～1%）	19.4%	7
	実施しなかった（0%）	22.2%	8
	計	100%	36
②型代金又は型製作費の早期の支払い	全ての企業に実施した（100%）	51.4%	18
	多くの企業に実施した（99～81%）	22.9%	8
	一部の企業に実施した（80～41%）	11.4%	4
	あまり実施しなかった（40～1%）	8.6%	3
	実施しなかった（0%）	5.7%	2
	計	100%	35
③量産終了後の型の保管費用の支払い	全ての企業に実施した（100%）	26.5%	9
	多くの企業に実施した（99～81%）	14.7%	5
	一部の企業に実施した（80～41%）	11.8%	4
	あまり実施しなかった（40～1%）	11.8%	4
	実施しなかった（0%）	35.3%	12
	計	100%	34
④不要な型の廃棄費用の支払い	全ての企業に実施した（100%）	25.7%	9
	多くの企業に実施した（99～81%）	20.0%	7
	一部の企業に実施した（80～41%）	8.6%	3
	あまり実施しなかった（40～1%）	14.3%	5
	実施しなかった（0%）	31.4%	11
	計	100%	35

型の所有権は自社が45.5%と最も多い。

【設問26】	取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との間での「型」の所有権の所在。最も多いところ。【単一回答】	2025年	実数
	自社	45.5%	15
	仕入先（発注先）	36.4%	12
	不明	9.1%	3
	その他	9.1%	3
	計	100%	33

量産終了後の型の保管期間では10年を超える比率は1割程度に留まる。

【設問27】	量産終了後の型の保管期間。【単一回答】	2025年	実数
	1年未満	19.2%	5
	1年以上～3年未満	30.8%	8
	3年以上10年未満	38.5%	10
	10年以上～15年未満	3.8%	1
	15年以上	7.7%	2
	計	100%	26

## VIII. その他

経営トップからの指示で周知が45.9%で最も高い。

【設問28】	貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等。【複数回答可】	2025年	実数
	下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている。	38.6%	90
	経営トップからの指示で社内周知している。	45.9%	107
	社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している。	36.5%	85
	社内で下請法等に係る研修、e-learnig等を定期的実施している。	16.7%	39
	仕入先（発注先）が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置している。	5.6%	13
	仕入先（発注先）へ下請法等に係る説明会やセミナーを実施している。	0.4%	1
	直接の取引関係にある仕入先（発注先）のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を行っている。	3.4%	8
	何も実施していない。	23.2%	54
	その他	1.7%	4
	回答比率計／回答社数	172%	233

